

特定個人情報保護委員会（第53回）議事概要

- 1 日時：平成27年7月24日（金）11：00～12：00
 - 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
 - 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
 - 4 議事の概要
- (1) 議題1：職業安定行政業務に関する事務全項目評価書についての概要説明について

特定個人情報保護委員会議事運営規程第8条第1項の規定に基づき、厚生労働省の職員が会議に出席した。

厚生労働省から、職業安定行政業務に関する事務全項目評価書の概要について説明があった。

手塚委員から、「ハローワークシステムで保有する個人情報が、端末等を通じてインターネットに流出しないようにシステム面の措置を講じるとされているところ、当該措置について具体的に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「ハローワークに提出された届出書等の情報については、厚生労働省の専用線であるネットワークを通じて、インターネットに接続できない環境で入力する。インターネットへは、別途設けられたインターネット閲覧専用端末から接続するよう措置を講じている」という旨の発言があった。

加藤委員から、「今の説明にあった厚生労働省のネットワークの仕組みとリスク対策について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「統合ネットワークは、厚生労働省本省と地方支分部局を接続する基盤であり、通信の暗号化や不正侵入防止機能を備えている。ハローワークシステム及びその利用拠点においては、同システムの各種セキュリティ対策に加えて、統合ネットワークのファイアウォールを利用して、不正アクセスや不正侵入の防止、各拠点とデータセンタ間の通信の暗号化による情報漏えい対策、各拠点における不正通信の遮断を実施している」という旨の発言があった。

阿部委員から、「ハローワークシステムで処理する複数の事務における、特定個人情報ファイルとそれ以外のファイルとの間のアクセス制御について詳細に説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「職員にユーザIDを割り当て、端末を利用するにはユーザIDとパスワードを求めることとした上で、雇用保険、求職者支援、職業紹介等の業務ごとにユーザIDに割り当てる権限を細分化するとともに、これらの権限を有する者のうち更に個人番号を取り扱うことのできる権限を設ける等、権限のない職員からの業務ファイルの閲覧を抑制している」という旨の発言があった。

嶋田委員から、「過去3年以内に発生した個人情報に関する重大事故を踏まえた対策について、具体的にどのように徹底を図ったのか、また非正規・期間雇用の職員を含めて教訓をどう伝達していくのか、説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「他の事業所のデータファイルを送付した事案を受けて、パスワードを知らない者には当該事業所の情報が閲覧できないようシステム改修を行うとともに、ダブルチェックを行う作業手順の徹底を図るよう本省から指示し、再発防止に努めている」という旨の発言があった。これを受けて嶋田委員から、「様々な職員に対する教育は一律に行うのか」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「個人情報の取扱いに関して、毎年1回全ての職員・非常勤職員に研修受講を義務付けるとともに、毎月1回のチェックリストによる確認を義務付けており、それを踏まえて見直しをしながら、現場において常に指導させている」という旨の発言があった。

堀部委員長から、「過去の重大事故の発生も踏まえ、番号制度の運用に当たってはより厳格な取扱いが求められるところ、職員研修の内容や今後のマイナンバーの取扱いに関する教育について説明してほしい」という旨の発言があった。これに対し厚生労働省から、「特定個人情報に特化した、番号制度上の保護措置について、施行準備段階から周知・教育を行うとともに、不審メール受領時のLANケーブル抜線やヘルプデスクへの報告等を内容とする全職員への配付テキストについて、近々に改訂し、常に見直していく」という旨の発言があった。これを受けて堀部委員長から、「職員教育を徹底していただきたい」という旨の発言があった。

- (2) 議題2：特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について
事務局から、第52回委員会で審議した通知案及び告示案の修正案について、資料に基づき説明があった。原案のとおり、パブリックコメントを行うことが了承された。
- (3) 議題3：「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）」について
事務局から、資料に基づき説明があった。原案のとおり、パブリックコメントを行うことが了承された。

以上

特定個人情報保護委員会（第54回）議事概要

- 1 日時：平成27年7月31日（金）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：職業安定行政業務に関する事務全項目評価書について
事務局から、特定個人情報保護評価指針に定める「審査の観点」及び「審査の観点における主な考慮事項」に基づき、職業安定行政業務に関する事務全項目評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性及び妥当性について審査した結果について説明があった。
本評価書について承認され、厚生労働省に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。
 - (2) 議題2：出張の報告（ベルギー王国及びフランス共和国）について
事務局から、平成27年7月にベルギー王国及びフランス共和国を往訪し、個人情報保護制度に関する調査を行った旨、報告があった。
 - (3) 議題3：その他
事務局から、平成27年度特定個人情報保護委員会行政事業レビュー行動計画の改定について、資料に基づき説明があり、原案のとおり了承された。
事務局から、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関して各府省等に通知を発出した旨、報告があった。
嶋田委員及び加藤委員の海外渡航について承認された。
事務局から第41回及び第42回委員会の議事概要案について説明があった。原案のとおり了承され、ホームページに掲載することとなった。

以上

特定個人情報保護委員会（第55回）議事概要

- 1 日時：平成27年8月6日（木）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

（1）議題1：情報連携の対象となる番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）の事例等について

事務局から、資料に基づき説明があった。

手塚委員から、「今後どのように取りまとめていくのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「今回の事例は自治体からの御意見のいわば最大公約数を整理したものであり、今後の御意見については、合意形成を図りながら事例として追加していきたい」という旨の発言があった。

阿部委員から、「情報提供する側は、他の全自治体からの提供の求めに応じるためのシステム整備が必要になるのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「規則連携で提供する情報は、法定連携に係るものとして中間サーバーに格納するものに含まれており、その点で追加的な作業は生じない」という旨の発言があった。

資料について、図の一部を修正の上、公表することについて了承された。

（2）議題2：「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」及び「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関するQ&Aの追加について

事務局から、資料に基づき説明があった。

加藤委員から、「留守にする際には確実にドアに施錠をする、といったことまで記載する必要があるような状況なのか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「事業者から、どこまで対応したら良いのかという問合せがかなり多く生じている状況を踏まえて記載したものである」という旨の発言があった。

原案の内容について了承され、ホームページで公表することとなった。

（3）議題3：その他

事務局から、第54回委員会において承認した職業安定行政に関する事務全項目評価書を厚生労働省が公表したことについて報告があった。

以上

特定個人情報保護委員会（第56回）議事概要

- 1 日時：平成26年9月2日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、手塚委員、加藤委員
其田事務局長、松元総務課長
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める規則（案）について
事務局から、資料に基づき説明があった。
原案のとおり規則を制定することが決定された。
 - (2) 議題2：その他について
事務局から、厚生労働省が実施する特別給付金・特別弔慰金に関する事務及び独立行政法人農業者年金基金が実施する農業者年金業務等に関する事務における特定個人情報保護評価の実施時期に係る協議について説明があった。
阿部委員及び手塚委員から、「要件定義終了までに評価が間に合わないことが明確になった場合、その時点でなるべく早く協議を行うよう運用することが望ましいところ、今後どのように対応するか」という旨の発言があった。これに対し事務局から、「行政機関等から事務局に対し評価の実施に関する事前相談があった時点で、今後必要となる手続と全体のスケジュールについて、適切に助言をしてまいりたい」という旨の発言があった。
本協議について了承され、厚生労働省及び独立行政法人農業者年金基金に対し、了承された旨を通知することとなった。

以上